法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表千葉地方法務局の部松戸支局の款野田出張所の項を削り、同部柏支局の款同支局の項管轄区域欄中「柏市」を「野田市　柏市」に改める。

別表金沢地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中「能美郡　石川郡」を「野々市市　能美郡」に改める。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「佐倉支局」の下に「、柏支局」を加える。

第十条第一項中「三条支局」を「長岡支局、三条支局」に、「及び上越支局」を「、上越支局及び南魚沼支局」に改める。

第十一条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　大阪法務局富田林支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、大阪法務局堺支局で取り扱わせる。

第十三条第一項中「尼崎支局」を「姫路支局、尼崎支局」に改め、「東神戸出張所」の下に「、三田出張所」を加える。

第三十一条中「佐伯支局」を「中津支局、日田支局、佐伯支局」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十一月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定　平成二十三年十一月十一日

二　第二条中登記事務委任規則第十条第一項、第十一条及び第十三条第一項の改正規定　平成二十三年十一月二十一日

○環境省令第二十九号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月三十一日

環境大臣　細野　豪志

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中ホをヘとし、同号ニ⑵中「第五条第一項第五号」を「第五条第一項第七号」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ⑴中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第六号」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　種の保存に支障を及ぼすおそれのある伝染性疾病のまん延を防止するため、当該伝染性疾病にかかっていることが確認された個体の捕獲等をする場合（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）

第三十七条第一項第三号ニ中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第六号」に改める。

第三十九条第一項中「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第四十三条第二十四号中「及びハ⑴」を「、ハ及びニ⑴」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第四百六十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項及び第八項の規定に基づき、同条第七項第三号に掲げる無線局の免許の申請期間等を次のとおり公示する。

平成二十三年十月三十一日

総務大臣　三端　達夫

一　申請期間

平成二十三年十一月一日（火）八時三十分から同年十二月一日（木）十七時までの間

二　無線局の無線設備の設置場所となるべきが定まる区域の範囲

対地静止衛星軌道　東経百二十四度十〇・一度

三　使用する周波数

一〇・九五GHzを超え一一・二GHz以下

一一・四五GHzを超え一一・七GHz以下

一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下

四　その他免許の申請に資する事項

同一軌道位置において、既に免許を受け運用している人工衛星局が存在することから、二に規定する周波数の電波の一部につき、使用できないことがある。

五　申請書の提出場所

申請者の住所を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所

六　問い合わせ先

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

衛星事業係　電話〇三（五二五三）五八一六

○法務省告示第四百九十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十三年十月三十一日

法務大臣　平岡　秀夫

住所　千葉県八街市文違301番地2872

徐貞葉　昭和29年6月2日生

住所　島根県松江市浜乃木3丁目4番15―505号

高遠恵　昭和55年2月12日生

住所　大阪市生野区新今里3丁目7番23号

許志津子　昭和57年11月13日生

住所　千葉市美浜区磯辺4丁目17番6―302号

魏**亮亮**　平成2年6月18日生

住所　東京都品川区平塚2丁目7番16号

馬嘯青　昭和58年9月15日生

住所　東京都葛飾区新宿5丁目15番16号

金月花　昭和55年10月24日生

住所　広島市安佐南区緑井7丁目21番9―19号

マウリー・カストロ・モリヒロ　昭和51年6月28日生

住所　広島県呉市広文化町18番4―301号

チアゴ・ヒデキ・ハラグチ　昭和63年6月6日生

住所　奈良県生駒市萩の台1丁目1番2―503号

李光子　昭和23年4月22日生

住所　静岡県御殿場市川島田317番地1

盧武典　昭和46年6月10日生

住所　滋賀県野洲市妙光寺331番地1

尹美咲子　昭和39年11月30日生

住所　横浜市旭区市沢町116番地67

コン・ソンペール　昭和42年12月11日生

コン・ポペ　平成6年1月7日生

コン・ポナ　平成7年1月27日生

コン・ナリ　平成9年3月3日生

住所　横浜市旭区今宿東町1634番地

フランシェーリ・ヤマサキ・テンガン　昭和60年2月21日生

住所　神奈川県秦野市東田原153番地1

ボーサワン・ペッサコーン　昭和58年6月8日生

住所　神奈川県座間市四ツ谷840番地2

金春心　昭和36年1月22日生

住所　相模原市南区新戸5197番地2

ホセ・アントニオ・ドミンゲズ・バザラル　昭和48年3月21日生

住所　川崎市高津区千年318番地12

王艶　昭和56年11月17日生

住所　神戸市北区藤原台南町1丁目4番7号

李相俊　昭和27年12月21日生

住所　兵庫県洲本市前平89番地2

金敬人　昭和54年1月23日生

住所　東京都中野区中央1丁目17番2―402号

成光夫　昭和28年5月2日生

成殷豪　昭和55年6月13日生

成智都　昭和57年4月19日生

成剛正　昭和59年2月26日生

成貴啓　平成2年1月12日生

住所　大阪府豊中市利倉西1丁目8番25―306号

吳智子　昭和42年6月21日生

住所　大阪府泉大津市下条町4番5号

吳尚子　昭和45年9月12日生

住所　大阪府東大阪市瓜生堂1丁目20番11号

崔在萬　昭和27年4月28日生

韓国変　昭和45年3月31日生

住所　大阪市生野区田島3丁目6番3号

黃節子　昭和32年2月8日生

金憲子　昭和49年4月16日生

住所　大阪市東成区神路1丁目7番21―610号

崔在理　昭和55年10月25日生

金美榮子　昭和42年5月13日生

住所　堺市北区金岡町3019番地1

金泰弘　平成3年5月24日生

崔鎮央　昭和62年11月12日生

崔鉄央　昭和58年3月24日生

住所　大阪市平野区加美北1丁目25番5―901号

金瑞希　平成6年2月10日生

姜秀勳　昭和42年9月27日生

住所　京都市下京区中堂寺庄ノ内町51番地

住所　大阪府東大阪市瓜生堂1丁目20番11号

金光洙　昭和26年3月10日生

住所　京都市西京区御陵大枝山町5丁目12番地5

全智奈　昭和44年5月3日生